

令和3年9月定例会 総務委員会（事前）

令和3年9月6日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

井下委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 報告第4号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 警察職員による情報漏えい等事案について

平岡警務部参事官兼総務課長

私からは、徳島東警察署庁舎等整備PFI事業に係る債務負担行為の変更について御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

徳島中央警察署旧庁舎解体に際し、建物内の一部からダイオキシンが検出され、新たに除去作業等の対策工事を行う必要が生じたため、増額分の経費について債務負担行為としてお願いするものであります。

債務負担行為の変更額につきましては、令和3年2月定例会で承認を頂いた165万円に、今回新たに行うダイオキシン対策工事費、工期延長に伴う諸経費等5,485万円を増額した5,650万円へ変更をお願いするものであります。

御審議のほど、お願いいたします。

生原首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告いたします。

お手元の総務委員会説明資料の2ページを御覧ください。

交通事故が2件です。

1件目は、本部警備部機動隊員の運転する公用貨物車が駐車場で後退中、照明灯の支柱に衝突した物損事故であり、賠償金額13万2,000円で和解いたしました。

2件目は、阿南警察署員の運転する捜査用運搬車が個人敷地内で方向変換後、右折発進した際、カーポートに接触した物損事故であり、賠償金額6万500円で和解いたしました。

た。

専決処分 of 報告は以上です。

次に、警察職員による情報漏えい等事案の発生及びその処分について、御報告させていただきます。

本年8月6日、警察本部勤務の男性警部56歳を、職務上知り得た秘密の漏えい及び警察職員として不相応な借財をした事実により、減給100分の10、6月の処分としました。

事案は、当該警部が警察署で勤務していた令和元年5月中旬、知人女性に対し、一般人男性1名の住所を教えたというもので、本年8月6日、当該警部を地方公務員法違反、職務上知り得た秘密の漏えいの被疑者として、徳島地方検察庁検察官に書類送致しました。

また、調査の結果、当該警部は警察職員として不相応な借財をするという不健全な生活態度をとっていたことも判明したことから、併せて厳正に処分しました。当該警部は、同日、依願退職しました。

自ら範を示し、部下職員を指導すべき立場にある幹部警察官が、このような事案を起こしたことは誠に遺憾であります。県警察としては、今後、業務管理等の見直しを図るとともに、職員に対する職務倫理教養等の実施により規律の振粛を一層図るなど再発防止に努めてまいる所存であります。

平岡警務部参事官兼総務課長

その他、報告事項はございません。

井下委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

井川委員

アスベストがあるということで百六十何万円か、最初から調査して調べておれば分かるのに追加はおかしいのではないかとということを前の委員会で言わせていただいたんです。

その百六十何万円かは使わなかったんですか。それで、今度は5,000万円という途方もない額が出ているんです。こんなのは本当に分からなかったのだろうか。最初の調査で、ちゃんと調べておかなければならなかったのではないかと私は思うのです。私は納得がいかないのです、この事実というか、詳しいことを教えていただけませんか。

富永拠点整備課長

徳島中央署旧庁舎解体に際しまして、県警察が公表した庁舎図面に記載のなかった小型焼却炉や重油ボイラー用の煙突からダイオキシンが検出され、新たに除去作業等の対策工事を行う必要が生じたものでございます。

また先般、旧庁舎敷地内におきまして実施しました、県警察の事業ではないガス管敷設

工事におきまして、管理者不明の土管が発見されたことから、本件解体工事におきましても同様に、庁舎図面に記載のない地中埋設物が発見された場合の対策も必要と認識したところでございます。そのため、今回、ダイオキシンの除去作業経費、除去作業に伴う工期延長に係る追加経費、地中埋設物対策に係る経費といたしまして、債務負担行為の増額変更が必要となったものでございます。

井川委員

アスベストは法令的に厳しくなり、前回の160万幾らは、私もおかしいなと思いながらも仕方がないなというところだったんですが、今回はダイオキシンということです。ダイオキシンは体にも良くないんでしょうけれども、またずるずるとこういった形で出てきているということが、私は何とも納得がいかない。ダイオキシンがあったとかなかったとか、調査段階で分かったんじゃないかと思うんです。これはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけれども、どのような経緯で分かったのか教えていただきたいと思います。

富永拠点整備課長

ダイオキシンの発覚した経緯に係る御質問でございます。

県警察といたしましては、本年6月下旬、事業者からの報告により認知したものでございます。その報告内容につきましては、新庁舎移転後の6月、廃棄備品等が撤去された後に、事業者が地下ドライエリアにおきまして、県警が公表いたしました庁舎図面には記載のなかった小型焼却炉を発見いたしました。この焼却炉に接続された煙突内の堆積物からダイオキシンが検出されたというものでございます。

井川委員

PFI手法は、私はよく分からないのですけれども、できてからの管理も任せるんでしょう。何かおかしいんじゃないかと思うんです。

通常の営繕工事と異なって、調査や解体工事の設計を県警察が行わないという特殊性はあるんでしょうけれど、焼却炉があったということくらい、少し調べたら分かる話です。そんなのを後から出たから追加してくれというのはおかしいと思うんです。

そもそも、徳島中央署の既製杭^{くい}の強度が足りないということで予算が追加になって、この間の議会で百六十何万円か、アスベスト対策に要するという話になって、今回がこの額です。ダイオキシンが出たというのであれば、ちゃんときれいに除去せないかんというのはよく分かるのですけれど、ちょっと甘すぎるんじゃないかと思うんです。

そもそも事前の調査に問題があったのではないかと思うんですけれど、教えていただけませんか。

富永拠点整備課長

事前調査に係る御質問でございます。

県警察におきましては、平成28年に実施いたしました徳島東署庁舎整備等事業実施方針の公表に先立ちまして、保有する旧徳島中央署庁舎の新築及び改築時の庁舎図面に基づき

まして、庁舎内の現地確認を実施したところでございます。その際、受水槽や発電機など、設備機器や配管の敷設状況等を確認いたしましたが、小型焼却炉や煙突との接続につきましては、同図面に記載がなかった上、当時は警察署として運用中でありまして、資機材や備品等により遮へいされた箇所が多く、確認できる範囲が限定的であったことから確認に至らなかったものでございます。

また、入札公告前に開催いたしました参画事業者を対象とした現場見学会におきましても、同様の理由から、県警察、参画事業者とも焼却炉の確認ができなかったものでございます。

県警察といたしましては、P F I 事業の実施に向けて可能な範囲で確認を行ったものと認識しております。

井川委員

小型焼却炉があったということですが、調査を業者に丸投げしていたのですか。警察のO B とかがいれば分かる話ですし、分かっていたのと違うのかなと思うんです。ちょっとおかしいなと思うんですよ。

今回、追加経費を県で負担するということになったということですがけれども、先ほども言いましたけれど、杭打ちで2億幾らか追加して、使わなかったと言っても百六十何万円か追加したということで、ちょっと甘すぎるんじゃないかなと思うんです。

県で負担することになった経緯をお伺いしたいんです。

富永拠点整備課長

追加経費を県で負担する理由についての御質問でございます。

当P F I 事業の事業契約書におきましては、開示資料の内容からは予測できず、かつ、開示資料の内容と著しくかい離している場合のリスク分担につきましては、県が負担することとしております。平成28年のP F I 事業の実施方針の公表時に公表いたしました庁舎図面におきましては、ダイオキシン発生の原因となる焼却炉でありますとか、煙突との接続が記載されておりませんで、庁舎図面と庁舎の現況が大きく異なっていたことから、事業者が入札時におきまして、ダイオキシンの存在を予測することは困難な状況であったと判断をいたしまして、契約条項に基づきまして除去費用等を県が負担する必要が出てきたものでございます。仮に、県警察におきまして焼却炉の存在やダイオキシンの汚染状況等を把握していたのでありましたら、それに応じた予算を計上の上、予定価格に反映させていたものでございます。

なお、当解体工事完了の際、実際に要しました経費に基づきまして、変更契約を締結することといたしております。

井川委員

もっと調査をしていたら分かっていたはずだと思うんです。全部県が出すというのではなしに、少しは事業者にも負担させるべきでないかと思うんです。調べておれば分かったと思うんですよね。しつこいようですけど、県が全部せなあかんものなんですか。

富永拠点整備課長

繰り返しになりますけれども、今回のダイオキシンにつきましては、先ほども答弁をさせていただきましたとおり、実際に公表いたしました庁舎図面と庁舎の現況が大きく異なっていたことから、それを事業者において、最初からダイオキシンがあるものと予測して負担させるということにつきましては、契約条項からも、リスク分担からも、やはり県のほうが負担すべきものと考えております。

井川委員

仕方がないのかな。けれど、私は納得がいけないというか、私もPFIについては詳しいことは分からないのだけれど、調べたら分かったんちゃうのかなと思うんです。ちょっと見積りが甘かったんちゃうのかなと思います。

旧の中央署が仕事を続けていたので、事前調査では分からなかったということなんでしょうけれど、新しいホールが2025年にできるということで、工事が遅れたりしないのだろうか。こんな言い方をしては悪いんだけど、もたもたしていて新しいホールの工期に間に合うんだろうかと思うんです。その辺はどうなんですか。

富永拠点整備課長

工期遅延に伴いますホール事業等への影響でございます。

今回のダイオキシンの除去作業につきましては、議会の御承認を頂きましたら、10月から実施することとしております。

除去作業に当たりましては、法令等の規定に基づきまして、ダイオキシンの拡散防止対策、作業員のばく露防止対策を徹底した上で、保護服等を着用した作業員が手作業により、煙突内の汚染されたレンガを1枚ずつはがしていくため相当の期間を要するところでございます。

さらに、煙突が存在する庁舎中心部につきましては、ダイオキシンの除去が完了するまで解体できないことから、工程を見直しまして、工期を現在の12月末から3か月ほど延長いたしまして、令和4年3月末までとするものでございます。

なお、委員からもお話のありました徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業におきまして示されているスケジュールでは、施設の建設工事は令和5年度からとなっております、直ちに今回の工期延長が同ホール事業に影響を及ぼすものではないと認識しておりますが、県当局とも連絡を密にいたしまして、解体工事に万全を期してまいります。

井川委員

ダイオキシンが出たということで、やむを得ないのだろうとも思うところですが、一言言わせていただいたんです。1枚1枚手ではがしていくという除去作業みたいで、大変だと思います。近所に人家は少ないんでしょうけれども、マンションに住んでいる方もいらっしゃるでしょうし、付近に影響が出たら大変なことになると思います。工期的にもそうですし、いろんなリスクが生じてくると思うんです。

工事は進めていただきたいと思うんですけれど、その辺は県警としてどのように考えているか教えていただきたいと思います。

富永拠点整備課長

今後の解体工事の進め方に係る御質問でございます。

先ほども答弁いたしましたとおり、旧徳島中央署の解体工事はダイオキシンの除去作業によりまして、令和4年3月末までの工期延長を予定しております。しかし、今後も台風などの気象の影響や新型コロナウイルスの感染拡大による工事の一時中断等のリスクも想定されるところでございます。

県警察といたしましては、引き続き、工事の進捗状況を注視しながら、事業者との連携を密にいたしまして、安全かつ確実な解体工事の推進に万全を期してまいりたいと思っております。

井川委員

安全というのが一番であります。住民もそうですし、解体業者の方々の安全も本当に大事だと思いますので、くれぐれも注意してやっていただきたいと思います。

新ホールも徳島城跡ということでたくさん出てきたということです。前市長のときは、もうほとんど何もないから即ホールを造りますと言っていましたが、いざ掘ってみたら、次々と過去の遺産、すばらしい遺跡が出てきているようです。それも大変でしょうけれども、この東署跡というのは、掘れば掘るほど、何が見付かるか分からないということで、負の遺産ですね。本来ならば、本部長にこれ以上の追加はないと、ここで一言言ってほしいところなんですけれども、遺跡という意味では、あそこは元々が川が流れていた所だから掘っても古い遺跡はないのかもしれないのですけれども、進めていたら何があるか分からない。

今後、こういう重要案件については、ダイオキシンとかがあったら仕方ないんでしょうけれど、その辺を重々気を引き締めてやっていただきたいと思います。これに関して、本部長の気持ちというか決意をお願いいたします。

小澤警察本部長

今回、約5,000万円の追加の予算をお願いするということで、私どももどうにかならないかといろいろと検討いたしましたけれども、県のほうで予算を負担するしかないという結論に至ったわけでございます。旧庁舎であるとか、古い図面であるとか、様々な要因等がありますけれども、事前の調査でダイオキシンが確認された以上、周辺の住民や作業員の安全にしっかりと気を付けながら、なるべく早く工事を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

井川委員

大きい額の追加でびっくりしたのですが、ダイオキシンということで仕方がないかなというところでございます。くれぐれも気を付けて、周りの人、工事の人の安全を重々考えてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

富永拠点整備課長

先ほどの井川委員からの御質問の中で、アスベストの調査に係るところのお言葉があったのですが、さきの6月議会で調査費用の増額について御承認を頂き、分析調査を実施したところでございます。そのうち9検体からアスベストが検出されたものの、いずれもレベル2、レベル3と飛散の危険度が低いものでございましたので、事業者との協議事項に基づき、除去費用につきましては県の追加負担はないということになっております。

なお、令和3年7月に129万8,000円という形で額を精査いたしまして、変更契約を締結させていただいておるところでございます。

喜多委員

ただいま井川委員からいろいろと説明がありましたけれども、関連して私からも質問させていただきます。

ただいまの説明で、今回、解体工事に係るダイオキシンの対策工事費に約5,500万円の増額がありました。改めてになるのですが、中央署旧庁舎の建物内の一部から高濃度ダイオキシンが検出され、新たに除去作業等の対策工事を行う必要性が生じたためとの説明がありましたが、発見されたダイオキシンの除去をどのような手順で行うのかお尋ねいたします。

富永拠点整備課長

ダイオキシンの除去方法に係る御質問でございます。

旧徳島中央署のダイオキシンの多くは、高さ約32メートル、幅約0.7メートルの煙突内の耐火レンガの表面に付着しております。

法令等の規定に基づき、ダイオキシンの拡散防止対策や作業員のばく露防止対策を徹底した上で、耐火レンガを高圧洗浄機で洗浄いたしまして、手作業により1枚ずつ剥がし、剥がした耐火レンガの表面を再度、高圧洗浄機で洗浄するものでございます。洗浄後の耐火レンガ等につきましては、処分事業者におきまして、産業廃棄物として適切に処分する工程となっております。

県警察といたしましては、市街地中心部での解体作業のため、ダイオキシンの飛散防止や周辺環境被害の防止に万全を期す所存でございます。

喜多委員

高濃度のダイオキシンの除去は、今、説明がありましたように大変な作業が必要なようであり、工事関係者には慎重に作業を進めていただき、そして工事関係者、周辺環境に影響を及ぼさないように慎重に適切に万全を期していただきたいと思います。

今回の補正予算で約5,500万円の増額となっておりますけれども、その内訳についてお尋ねをいたします。

富永拠点整備課長

追加費用の内訳に係る御質問でございます。

今回の増額経費の内訳につきましては、ダイオキシンの洗浄・撤去工事費といたしまし

て約3,000万円、工期延長に伴う機材のリース料金、人件費、監理費等につきまして、約1,800万円、地中埋設物の撤去工事費といたしまして約700万円の見込みとなっております。

喜多委員

ただいまの説明で、地中埋設物の撤去工事費というのがありましたが、旧庁舎の地下に撤去しなければならない埋設物があって、その撤去費ということでございましょうか。

富永拠点整備課長

地中埋設物撤去工事費に係る御質問でございます。

解体工事におきましては、解体の対象ではない地中埋設物が工事中に発見されるケースも認められるところでございます。この場合、通常の官庁営繕工事におきましては、契約条項に基づきまして、必要に応じて契約変更を実施しております。一方、契約金額が5億円以上のPFI事業におきましては、関係法令の定めによりまして、契約の締結について議会の議決を頂く必要がございまして、イレギュラーな対策工事への早急な対応が困難でございます。

よって、先ほども御答弁させていただきましたが、今回、県警察の事業ではないガスマ敷設工事におきまして、管理者不明の土管が発見されたことも踏まえまして、当初想定をしておりませんでした地中埋設物が発見された場合の対策といたしまして、あらかじめ想定される経費を見積もり、同経費を債務負担として担保しておくものでございます。なお、増額要因となる地中埋設物が発見されなければ、経費の支払も発生いたしません。

喜多委員

今回の中央署の新築もそうですけれども、PFI手法のメリットについて改めて伺います。

PFI手法での庁舎整備は、事業費を債務負担行為の限度額という形で縛りを設けていることから、何か事あるごとに工事をストップして議会の手承をもらい、契約変更を繰り返さなければならないなど、通常の官庁営繕よりも頭を悩ませる場面も多いと思います。

県警察では、PFI手法での警察署や駐在所の整備等、革新的な方法で庁舎整備を行ってきており、立派な徳島中央警察署新庁舎を見る度に、すごい努力だなということを思っておる次第でございます。

しかし、県民目線になると、度重なる変更契約を繰り返すところばかりが目につきます。これまでの県警察の説明ではPFI手法による庁舎整備に多くのメリットがあると伺ってきましたけれども、改めて、どのようなメリットがあるのか、お尋ねいたします。

富永拠点整備課長

PFI手法のメリットに係る御質問でございます。

施設の整備には多額の費用を要するところでございます。平成27年3月に策定されました徳島県公共施設等総合管理計画におきましても、施設の長寿命化や財政負担の軽減等を目的に、民間資金やノウハウを活用したPFI等の積極的な導入が掲げられております。

県警察におきましても、この計画に基づきまして、これまで徳島中央警察署庁舎整備等PFI事業、徳島県警察駐在所整備等PFI事業の2事業を実施しておりまして、いずれの事業におきましても、民間資金やノウハウの活用による質の高いサービスの提供、財政負担の軽減や平準化などのメリットを確認いたしましたほか、徳島中央署整備事業におきましては、災害時の活動拠点として最高水準の耐震性と各種インフラ対策を備えました防災センター機能の整備、駐在所整備事業におきましては、16施設の短期間での一括整備による老朽施設の早期解消など、民間ノウハウが活用された成果を認めたところでございます。

喜多委員

今の説明によりましても、PFI手法は、財政的削減をはじめ民間のノウハウを活用した質の高いサービスが提供できるなど、多くのメリットがあることが確認できました。

今後、県警察においては、老朽化し、耐震性が危ぶまれる阿波吉野川警察署の建て替えや統廃合による交番等の新たな警察施設の建設も予定されていると認識していますが、今後も同様にPFI手法により庁舎建築等を行っていくのかお尋ねいたします。

富永拠点整備課長

PFI手法によります施設の整備に係る御質問でございます。

県警察におきましては、警察署や交番、駐在所、宿舍等、多くの老朽施設を管理しております。その整備に当たりましては、コスト縮減に努めながら、よりクオリティの高いものとなるよう様々な整備手法の検討が必要でございます。

PFI手法につきましては、民間資金やノウハウの活用により質の高いサービスの提供が得られるほか、財政負担の軽減や平準化が図られるなど、施設整備を進める上で有効な手法の一つであると認識しております。

徳島県におきましても、徳島県PPP／PFI手法導入優先的検討規程におきまして、10億円以上の工事につきましては、PFI手法の活用を検討することがうたわれているほか、徳島県公共施設等総合管理計画の中ではPFI手法等の導入件数を3倍以上にするなどの目標が掲げられているところでございます。

県警察といたしましては、これらを踏まえまして、今後の施設整備においても、事業規模等に応じた必要な検討を行い、しっかりと進めてまいりたい所存でございます。

喜多委員

今後ともPFI手法によって、庁舎等の整備を進めていくということであります。今も質問がいろいろとありましたように、発注するときに、是非十分に調査をしていただいて、極力、変更や追加のないような発注をしていただきたいと要望して終わります。

原委員

私からは、先ほど首席監察官から説明がありました警察職員による情報漏えい等事案について質問させていただきます。

この事案は、8月7日、新聞各紙でも報道されていましたが、報道当時、東京オリ

ピック大会真っただ中で、全国の警察が大会警備で頑張っている最中に飛び込んできた大変残念なニュースでありました。また、処分されたのが幹部職員ということで、部下の職員はもとより、組織全体のモチベーションに影響が出ていないのか心配しているところがございます。

まず始めに、各新聞にも掲載されていましたが、本件が発覚した経緯について改めて説明をお願いします。

生原首席監察官

懲戒処分事案の発覚の経緯についてでございます。

本年3月、監察課におきまして、当該警部に私的な規律違反である不相応な借財があるという情報を入手いたしました。それで、関係者の聞き取りなど所要の調査を進めていたところ、本件情報漏えい容疑が浮上したという次第でございます。

原委員

一般男性の住所を知人女性に漏らしたとのことですが、その理由がよく分かりません。なぜ、知人女性に情報を漏らすことになったのか、事案の内容を詳しく説明願います。

生原首席監察官

情報漏えい事案の詳細でございます。

本件は、令和元年5月中旬頃になりますが、当該警部の知人である女性が知り合いの男性から、商取引上の金銭トラブルで行方を捜しているという一般人男性の居所を尋ねられたことから、警察官である当該職員に電話を掛けて尋ねたものであります。これを受けて当該警部は、職場から県警察のデータベースにアクセスし、当該一般人男性の住所を調べて電話で知人女性に教えたというものでございます。

原委員

処分理由として、情報漏えいに加え不相応な借財とありますが、借金の額がこの幹部職員の収入では返済できないほど多額だったと想像できます。どのくらいの借財だったのか気になるところですが、プライベートな部分もありますので公表できる内容かどうか分かりませんが、借財の金額や借入先等の概要について可能な範囲で説明願います。

生原首席監察官

御質問いただいた当該警部の借財関係につきましては、金額や借入先等、プライバシー保護の観点から答弁を差し控えさせていただきたいと思えます。

原委員

借財が私的なものであることは分かりますが、ただ、今回の処分事案が情報漏えいと借財ということで、情報の見返りに金銭の授受があったのではないのでしょうか。

もちろん県警もこうした観点も踏まえながら、調査を十分に尽くしていると思いますが、情報漏えいの見返りに金銭の授受がなかったのかあったのか御説明願います。

生原首席監察官

情報漏えいの見返りはなかったのかという御質問でございます。

県警察といたしましても、そうした観点から捜査を尽くしましたが、そのような事実は認められませんでした。

原委員

この度の情報漏えい事案について、職員が知人女性に漏らした情報は、一般男性の住所地のみとのことですが、その男性に何かの実害があったのかなかったのか御説明をお願いします。

生原首席監察官

情報を漏えいされた一般人男性に実害がなかったのかということでございます。

当該警部が教えた住所は、それを知りたがっていた男性も既に把握していたものでありまして、情報を漏らされた一般人男性に実害はございませんでした。

一般人男性に対しては、事情説明の上、謝罪をしております、御理解いただいているところでございます。

原委員

個人情報の取扱いを誤ると県民に多大な不利益を与えるおそれがあることから、警察をはじめ各行政機関が保有する個人情報の取扱いは、適正かつ慎重に行わなければなりません。加えて、今回処分されたのは幹部職員であることから、警察官としての倫理感が欠如していると言わざるを得ません。

県民からの信頼を回復するためにも、職員の倫理観を高める取組を進めるべきと考えますが、今後、どのように取り組んでいくのか教えていただけますか。

生原首席監察官

職員の倫理観を高めるための取組についてでございます。

国民、県民は、警察に対しまして、社会正義の実現者として大きな期待と信頼を寄せているところでありまして、それに応えるため、我々警察職員には公務上の行動規範のみならず、私生活においても自らの行動を律する強い倫理観が求められているところでございます。そうしたことから、我々警察職員は職責を自覚し、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと考えてございます。

今回の事案を受けまして、警察本部管理部門の幹部が本部において、また各警察署を巡回し、幹部職員等に対しまして職務倫理に関する指導教養を行ったところでございます。

職務倫理は知識として習得するものではなく、職員一人一人が自らの行動規範として実践すべきものでありますことから、引き続き、身近な事例を使って個々の職員に考えさせるなど、心に残る教養を継続してまいりたいと考えてございます。

原委員

警察が取り扱う情報は極めてセンシティブで、個人に与える影響が大きいです。

今一度、警察の目的を自覚するとともに、高い倫理観を持って県民の安全・安心の確保に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

梶原委員

今、原委員から情報漏えいのお話がありましたけれども、8月26日の徳島新聞に「部下にパワハラ40代警部に処分」という記事がありました。このパワーハラスメント事案の概要と、どのような処分を行われたのか御説明いただきたいと思います。

生原首席監察官

御質問にありましたパワハラ事案の概要でございます。

本件は、警察署に勤務する40代の男性警部が、本年4月頃から7月頃までの間に、職務に関し、部下の男性警察官に対し、仕事をしている振りだけの超勤泥棒と叱責するなど、不適切な言動をしたものでございます。

調査の結果、当該職員の不適切言動が明らかとなりましたことから、8月18日、本部長注意の措置を行いました。

梶原委員

こうしたパワハラ事案の過去5年の処分の状況はどういうふうになっているのか、教えてくださいたいと思います。

生原首席監察官

過去5年間のパワハラ事案での処分状況でございます。

平成28年以降、パワハラ行為による懲戒処分はございませんでしたが、監督上の措置は今回の分を含めまして、本部長訓戒等が10件10名という状況でございます。

梶原委員

10件10名という状況で、少くない状況だと思います。この中で、過去5年の警部以上の幹部による処分状況はどういった状況であるのか、教えてくださいたいと思います。

生原首席監察官

過去5年間の警部以上の幹部による処分状況でございます。

平成28年以降における警部以上の幹部の処分状況につきましては、懲戒処分が1件で、これは、先に報告いたしました情報漏えい等事案により減給の処分にしたものでございます。その他に、監督上の措置は、今回のパワハラ事案を含めまして、本部長訓戒等が9件9名という状況でございます。

梶原委員

幹部職員の方は、部下の方を指導される大変重要な責務を担われていると思います。やはりこうしたことがあると、県民の命を守る警察がどうなっているのかということで県民

の皆さんからの大変厳しい声を聞くことがあります。

今回、平成28年以降、10件10名が本部長訓戒という処分となっております。今までそういった処分をしたにもかかわらず、パワハラ事案がなくなる原因をどのように分析されているのか教えていただけますか。

船本警務部参事官兼警務課長

パワーハラスメントでございますが、行為者にパワハラの認識がない場合のほか、厳しい指導とパワハラの明確な線引きが困難なこと、また感情のコントロールが十分でない職員個々の資質に起因するもの等によって起こるものと考えてございます。

今回の事案では、行為者は各種教養や指導を受けまして、パワハラに対する知識があったものの、部下職員が自分の思いどおりに業務を進めないことにいら立ち、自身の感情をコントロールできずに不適切な言動に及んだものでございます。

県警察といたしましては、これまで取り組んでまいりました指導、教養が職員に十分浸透していなかったものと考えております。

梶原委員

今、パワハラは民間も官庁も大きな問題になっております。令和2年6月に女性活躍・ハラスメント規制法、いわゆるパワハラ防止法が施行されて約1年がたっております。

法施行後に、大企業を中心に就業規則にパワハラを禁止する項目を追加するなど、民間企業ではこうした取組もなされておりました。相談窓口の拡充にも取り組んでいます。この法施行を受けて、警察として新たな取組や予定があれば教えていただきたいと思います。

船本警務部参事官兼警務課長

いわゆるパワハラ防止法施行後の取組でございます。

県警察といたしましては、法施行を受け、内部規定を改正いたしまして、ハラスメント対策推進体制を拡充いたしました。それと、幹部職員による全職員を対象とした巡回教養を実施しましたほか、ハラスメント防止マニュアルを改正し、全職員に周知するなど、組織を挙げて職員の意識改革に向けた取組を推進してきたところでございます。

また、これまでハラスメントに限らず、職員の様々な問題を電話等で通報できる匿名通報ダイヤルもございましたし、相談担当者に直接電話で相談できるハラスメントホットラインを運用しておりましたが、昨年6月からは、職員やその家族がスマートフォン等で専用ページにアクセスいたしまして、気軽に、匿名でハラスメント情報を送信できるT h a n k s の運用を新たに開始したものでございます。

さらに、昨年11月には、警察本部と各警察署に、幹部、若手職員、女性職員といった様々な対象を構成員とした33班の検討体制、いわゆるタスクフォースを整備し、幅広い視野でハラスメントの現状や解決策等について検討を行っているところでございます。

梶原委員

ハラスメントホットラインに代わって、新たな取組としてT h a n k s の運用をすることとあります。これが使われないことがいいと思いますが、こうした取組は良いと

思います。

今回のパワハラ事案で、職員の所属部署では署員同士の関係性がぎくしゃくして職場環境が悪化していないかという危惧があります。警察官の方の士気が下がるというのは、治安維持活動に大きな影響を及ぼすと思いますので、働きやすい職場環境づくりが非常に大事かなと思います。その辺について現場ではどのように進めていくのか、教えていただきたいと思います。

船本警務部参事官兼警務課長

職員一人が心身共に健全な状態で職務に専念し、持てる能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを行うことは組織にとって重要な課題でございますし、特にハラスメントは絶無を期すべきものと認識をしてございます。

県警察では、ハラスメントに関する職員の意識改革を図るため、各種対策を講じてきたところでございますが、今回、新たにハラスメント事案を発生させたことは、これまでの取組が必ずしも十分ではなかった証左と考えておりまして、その事実を重く受け止めているところでございます。

今後、全職員に対する指導、教養を粘り強く行い、その浸透を図るとともに、多角的かつ幅広い身上指導により職員個々の資質をしっかりと見極め、職員が抱える心理的な課題などの解消に向けた取組を進めるところでございます。

さらに、職場において中心的な役割を担う警部を対象といたしましたアンガーマネジメント講習の実施でありますとか、業務負担の見直しによるストレスの軽減とワークライフバランスの実現等、予防と対策の両面から総合的なハラスメント対策を推進し、職員がその能力を十分に発揮できる風通しの良い職場環境づくりに努めてまいり所存でございます。

梶原委員

これまでの取組が必ずしも十分ではなかったということでございます。

指導とパワハラはなかなか難しい部分もあり、警察の世界ではそういう部分もあるのかも分からないですし、本当に大きなストレスを抱えながら難しい事件、事故に取り組まれていることだと思います。

ただ、県民からしたら、県民を守っていただく最後の^{とりで}砦、それが県警ですので、是非、今回のことが最後にできるよう、新しい取組もされるようですのでしっかりと頑張っていたきたいと思います。

重清委員

この度、警部の処分事案が2件発生いたしました。

情報漏えいやパワハラ等行為自体にも様々な問題があるかと思いますが、もっと問題なのは処分を受けた当事者が幹部職員であることです。今回の処分事案2件をはじめ、ここ数年、幹部職員による処分事例が目立っております。

警察の幹部への登用は、昇任試験の結果や仕事の実績等を参考にしていると承知しておりますが、昨今の処分事例を見ると、果たしてこのままでいいのかと懸念いたしております。昇任試験の結果等だけでなく、幹部としてふさわしい資質を持った職員の登用や組織

の将来を見据えた昇任管理にも配慮すべきではないかと感じております。

幹部登用の在り方に関しては、今後県警で検討すべき問題なのでお任せいたしますが、いずれにしても、今回幹部職員による2件の処分事案が発生したということは、組織全体にも影響を及ぼす大変ゆゆしき自体であります。そこで本部長にお伺いいたします。

今回の2件の幹部職員による処分事案を受けて、県警本部長としてどのように受け止め、今後どのように取り組んでいくのか、お考えをお伺いいたします。

小澤警察本部長

この度、幹部職員による2件の処分事案が発生したことに対しまして、警察本部長として大変重く受け止めております。

県警察は、これまでも幹部職員をはじめ全職員に対する職務倫理教養や業務指導を繰り返し行い、非違事案の防止に努めてきておりましたが、この度の事案を受け、改めて首席監察官以下警務部所属長による幹部職員等への巡回教養を行うなど、職員の倫理観を高める取組を行ったところでございます。

また、部下を指導し、部下の模範となるべき幹部職員の登用につきましては、委員の御指摘も踏まえ、真に幹部としてふさわしい資質を持つ職員の登用に配慮するとともに、職員の適性を考慮した人事配置を行い、県警察が抱える様々な課題に柔軟に対処できるよう、人的基盤の強化に努めてまいります。

重清委員

警察の仕事は、事件、事故の取扱いなど警察業務特有の特殊性があり、時にはある程度の厳しさも必要だということは理解しております。ただ、この度のような処分事案は繰り返してはならないので、今一度、気を引き締めてもらいたいと思っております。

徳島県は、いつ南海トラフ巨大地震が発生してもおかしくない状況であります。いざ発災となると、県民の皆さんが一番頼りにするのが県警の皆様方であります。治安維持は県警の使命であり、県民の安全・安心の確保のために、県警職員一丸となって全力を尽くしていただくことをお願いして質問を終わります。

井下委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時28分）